

(社)長野県建築士会長 様

長野県建設部長

### 建築工事現場の立入指導について(通知)

日頃長野県の建築行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内では、建築工事の適切な現場管理や建築基準法に基づく中間検査の受検を怠ったことから、完成した建築物や基礎工事部分を除却しなければならない事態が発生しています。

また、構造計算書偽装問題の再発防止等を図る改正建築士法により、一層の適切な工事監理が求められていることから、建築工事現場の立入指導を実施し、工事監理等の徹底を図るため、下記により、建築工事現場の立入指導を実施することといたしました。

貴職におかれましては、立入指導の趣旨をご理解のうえ、会員の皆様にご周知いただきますようご協力をお願いします。

#### 記

#### 1 対象建築工事現場

##### (1) 対象建築物

中間検査対象建築物を除く、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の特殊建築物で、工事部分の階数が2以上又は延べ面積が、500㎡を超えるもの。

##### (2) 対象建築工事現場の抽出方法

地方事務所取扱い建築確認物件(指定確認検査機関取扱物件を含む)について、台帳及び概要書等から対象建築物を抽出し、概ねの工程を予測し立入指導を実施します。

##### (3) 立入する工事工程

- ・鉄骨を主とする建築物は、1階の建方工事を目安とします。
- ・鉄筋コンクリートを主とする建築物は、2階床等のコンクリート打設工事を目安とします。

#### 3 実施方法

##### (1) 実施時期

- ・一ヶ月に1回(1~2現場以上)程度を目安として、各地方事務所(商工観光)建築課が行います。
- ・当面の実施期間を平成21年3月末までとし、必要に応じてその期間を延長します。

##### (2) 調査方法

- ・別添「建築工事現場の立入指導チェックシート」を活用し、建築士事務所の工事監理体制及び施工業者の工事管理内容を、工事関係者等から聞き取り調査します。
- ・工事関係者等が現場不在の場合は、後日関係者話等により同内容を確認します。

##### (3) 指導事項

- ・調査の結果、関係法令に抵触する場合は法令による是正指導を行います。
- ・工事監理等の徹底を図るため、法令に抵触はしないが実施が望ましい内容については、チェックシートの写を交付するなどにより指導します。

担当	建築指導課指導審査係
	課長 小林 典雄 担当 林 明範
電話	内線3632
FAX	026 235-7479
E-Mail	kenchiku@pref.nagano.jp

## 『建築工事現場の立入指導』チェックシート

地方事務所名 \_\_\_\_\_

立入指導日	平成 年 月 日		立入指導者		
建築確認番号			建築確認機関	地方事務所 指定機関( )	
建築確認年月日	平成 年 月 日		建築主		
申請敷地地名地番					
建築物用途			構造/階数		
申請建築面積			申請延床面積		
工事監理建築士事務所			工事監理者		
工事施工者			現場代理人		
1 工事現場表示板	外部	(1)建築確認表示板(建基法第89条)			
		(2)建設業許可表示板(建設業法第40条)			
	内部	(3)鉄骨製作工場表示板(H4住指発347建築指導課長通知)			
2 工事監理体制	(1)工事監理契約締結(書面契約法的義務は無し)				
	(2)工事監理計画書(様式適宜法的義務は無し)				
	計画書の内容( 工事監理日程 重点箇所 実施方法 )				
	(3)工事監理日誌(様式適宜法的義務は無し)				
3 工事監理(管理)状況	検査、確認工事内容		現場代理人	社内検査者	工事監理者
	(1)支持地盤、地業(杭等)				
	(2)鉄筋(材料・加工組立・圧接・開口補強等)				
	(3)コンクリート(調合・品質管理・養生・強度等)				
	(4)型枠(材料・加工組立・存置期間)				
	(5)鉄骨(材料・溶接・錆止・建方)				